

第1節 時代の潮流とまちづくりの課題

1 成熟社会の生活不安

わが国は、経済的な発展によって生活水準が向上し、暮らしは豊かになりました。社会が成熟するのに伴い、生活の質がより重視されるようになりますが、医療費負担の増加、年金問題や雇用情勢の悪化など将来の不確実性や、都市環境の悪化、防災力・防犯力の低下など、社会が複雑化・高度化するとともに増大するリスクに対する不安が広がり、また、食品偽装や悪質商法などの頻発によって、食や消費生活の安全性への関心が高まってきています。

本市には、そうした市民生活の諸側面にかかわる不安に対処するとともに、災害に対する危機管理体制の充実を図ることや、関係機関と連携し、地域における見守りや防犯力を高める取組が求められています。

2 労働格差と労働人口の減少

わが国では、1990年代半ば以降、非正規雇用比率が大きく上昇し、所得・労働条件の格差拡大などが社会問題となる中、2008年（平成20年）の金融危機以降、製造現場における派遣従業員など非正規労働者の削減が行われ、雇用のあり方そのものが問われるようになりました。その一方で、今後人口減少の進行によって労働人口が減少し、専業主婦や高齢者の労働参加、外国人労働者の受入れなどが進んでいくと予想されています。

本市には、仕事と子育てを両立しやすい環境の整備や、行政と市民との協働事業の推進など市内での多様な就業機会が拡充される取組、フリーター^{*}・ニート^{*}など若年者への支援などが求められています。

3 地球環境問題の深刻化

地球温暖化が進むと、異常気象の増加や食糧問題の深刻化など、自然環境や社会経済にも大きな影響を及ぼすと考えられています。地球規模で深刻化する環境問題に対する関心の高まりとともに、大量生産・大量消費・大量廃棄という従来の経済活動や生活様式を見直す動きが広がっています。

山麓に広がる本市は、山のみどり^{*}や身近なまちのみどりを守るための取組を継続し、豊かな自然環境を保全することが求められています。また、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の少ない「低炭素社会」をめざすため、ごみの発生抑制や省エネの徹底、

自然エネルギーの導入など環境に負荷をかけない暮らしを実践することによって地球温暖化を防止し、「都市生活と自然が共生する」社会を構築することが求められています。

4 少子高齢化と人口減少

わが国では、少子化、高齢化が世界でも類を見ないほど急速に進行しており、21世紀の半ばには、総人口は約2割減少し、3人に1人が65歳以上になると予想されています。人口減少が進むと、これまで一定の人口により支えられてきた各種の公共施設や行政サービスの水準を維持できなくなる可能性があります。

本市では新市街地^{*}への人口流入が見込まれますが、その定着のためには、子育て支援策や教育環境を充実させることによって、子育て世代が「箕面に住んでみたい、住んで良かった、住み続けたい」と思えるまちづくりに取り組むことが必要です。一方、既成市街地では高齢化が進むと推測されますが、これに伴い、高齢者の社会参加を促進し、高齢者がいつまでもいきいきと活躍でき、高齢者の生活を地域で支えるまちづくりが必要です。このように、本市には、子どもや子育て世代にとっての魅力、高齢者にとっての魅力、それぞれにとっての新しい魅力づくりが求められています。

5 価値観の多様化と地域社会文化

わが国では、国際化や情報化、システム化が進み、人々がさまざまな選択を自由に行うことができる社会環境になってきました。「物質的な豊かさ」から「精神的な豊かさ」への志向の変化や個人を大切にするライフスタイルを重視する傾向の高まりなど価値観が多様化し、誰もがいつでも、生涯を通じて学び、自己実現できる環境づくりが重要となっています。また、地域では、興味・関心を同じくする市民同士のネットワーク化が進み、今後ボランティア活動に参加する市民もますます増えてくると考えられます。

本市には、やさしさ・ぬくもり・思いやりの心で人と人とが交流しあい、一人ひとりが大切にされていると実感できる、外国人にとっても住みやすい多文化共生の地域社会の実現が求められています。

6 地方分権の進展と地域経営

地方分権一括法による機関委任事務制度^{*}の廃止や三位一体改革などによる地方分権の進展によって、地方公共団体は、その行財政運営の自由度が高まり、自らの判断と責任のもとに、地域の実情に沿ったまちづくりをさらに進めることが求められています。

本市が自己決定と自己責任による行財政運営を進めるためには、市と市民が情報を共有して、それぞれが果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力する協働のまちづくりを推進するとともに、地域の課題は地域で解決していくための仕組みづくりが求められています。

7 財政状況の深刻化と経営改革

地方財政は、長引く景気低迷や社会保障関係など義務的経費の増加、地方への不十分な税源移譲策などにより、深刻な状況が続いています。

本市においても、税構造の特性から税収入などの経常一般財源^{*}が大幅に減少するなど、極めて厳しい状況となっています。毎年度の財源不足を解消し基金に頼らない行財政運営を持続していくためには、市税などの収入の増加を図るとともに、将来に向けた重要政策に重点的に資源を配分するなど効率的な自治体経営が求められています。

第2節 まちづくりの基本となる考え方

本市では、1996年（平成8年）からまちづくりの基本的なあり方について市民参画のもとに検討を進め、市及び市民がめざすべきまちづくりの基本的なルールを共有化しようと、1997年（平成9年）に「箕面市まちづくり理念条例」を制定しました。条例では、「市民」こそがまちづくりの主体であり、すべての人の基本的人権の尊重のもとに、市民相互に協働するとともに、市と協働して「健康と福祉」「文化創造」「環境との調和と共生」「自然との調和」「多世代の共生」「安全」のまちづくりを推進することをうたっています。

まちづくり理念条例に掲げられたこれらの諸理念は、今日においてもその意義を失っていません。むしろ前節で示したように、社会情勢が大きく変化し、地域を取り巻く状況もますます厳しくなっていくことが確実なこれからの時代においては、これらの諸理念を、まちづくりに共に取り組む市民と行政の共有財産として、より一層尊重していくことが求められています。

本市の誇りであるこの理念をもとに、次の2つの基本となる考え方を第五次箕面市総合計画の基本方針として位置づけ、「箕面のあした」をめざし、みんなでまちづくりに取り組みます。

自助 共助 公助 の役割分担

自立した地方自治のまち・箕面が求められています。「私たちのまちは、私たちがつくる」という市民主体意識の盛り上がり、まちづくりの原点です。そのため、下記の3つの考え方「自助」・「共助」・「公助」を、箕面のまちの役割規範と定め、行政はもとより、市民、地縁団体やNPOなどの市民活動団体、公益団体、事業者などすべての主体が、まちづくりの担い手として参加・参画することが重要です。

自助 自らできることは自らが担おうという考え方
※社会をよくするために、市民一人ひとりができることを行います

共助 役割分担をしながら共に助け合おうという考え方
※市民相互の連帯や市民と行政との協働を進めます

公助 行政の仕組みを通して、助け合おうという考え方
※個人や地域あるいは民間の力では解決できないことについて、行政が市民一人ひとりを支えます

箕面の魅力アップ

箕面はみどり豊かな住みよいまちです。「住んでみたいまち」「住み続けたいまち」という評価を高めることが、都市間における本市の位置付けの向上、ひいてはまちの発展につながります。わが国の社会が大きく変わるこれからの時代、まちの魅力を高めることが、ますます重要な意味を持てきます。

地域経営の好循環を生み出すのは、「箕面の魅力アップ」です。地域資源を活用し、まちの魅力を高めることが、住民の定着、若い世代の流入を促し、安定した人口規模のまちとして都市基盤を維持するとともに、地域の人材や財源など、地域資源の増加を導きます。

魅力アップのための重点課題

都市の魅力を高め、住み心地の良さを実感できるまちをめざし、次の課題に重点的に取り組みます。

① 子育てしやすいまち
子育てや教育環境を整えるとともに、子育てしやすい魅力あるまちづくりを進めます。

② 交通機関が便利なまち
鉄道の延伸をはじめとした都市交通基盤を整え、公共交通による移動に便利な交通体系の整備を推進します。

③ みどりがあふれるまち
豊かな自然環境と住宅都市としての魅力をさらに高めるため、市民と共に、みどりを守ります。

これからの時代に必要な好循環

(スパイラルアップ:らせん的上昇)の構図

